

# 全農薬通報

No.314

平成30年4月30日

## 目 次

### ◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

### ◎組合からのお知らせ

- ・組合員の動き等

### ◎行政からのお知らせ

- ・農業技術の基本指針（平成30年度版）
- ・農薬危害防止運動（平成30年度）

### ◎全農薬ひろば

- ・ぼたん



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: [info@znouyaku.or.jp](mailto:info@znouyaku.or.jp)

「全国農薬協同組合」

- 6月27日(水) 13:00~16:30 農薬シンポジウム in 富山(富山県)  
7月6日(金) 13:00~16:30 農薬シンポジウム in 秋田(秋田県)  
7月12日(木) 13:00~16:30 農薬シンポジウム in 埼玉(埼玉県)  
7月26日(木) 11:00~16:30 第45回安全協常任幹事会・情報交換会  
9月20日(木) 11:00~14:00 第30回執行部協議会  
14:00~15:00 各委員会  
15:00~17:00 第286回理事会  
10月1日(月)~5日(金) 第91回植物防疫研修会(一社)日本植物防疫協会会議室  
10月25日(木) 13:00~15:00 監査会  
10月下旬 第6回農薬安全コンサルタントリーダー研修会  
11月13日(火) 15:30~17:00 第287回理事会  
11月14日(水) 10:00~19:30 第53回通常総会・第41回全国集会・情報交換会  
12月6日(木) 11:00~14:00 第31回執行部協議会  
14:00~15:00 各委員会  
15:00~17:00 第288回理事会  
12月7日(金) 11:00~12:00 受発注システム利用メーカー協議会第9回総会

「植物防疫関係団体」

- 5月9日(水) 農薬工業会 幹事会・理事会  
5月10日(木) (公財)日本植物調節剤研究協会 理事会(11:00~)  
5月16日(水) 農薬工業会 通常総会  
5月22日(火) (一社)日本植物防疫協会 理事会(15:30~)  
5月23日(水) (公社)緑の安全推進協会 平成30年度第1回理事会  
5月24日(木) (一社)農林水産航空協会 理事会(14:00~)  
5月25日(金) (公財)日本植物調節剤研究協会 評議員会(11:00~)  
5月30日(火) (一財)残留農薬研究所 第107回理事会(15:30~)  
6月8日(金) (一社)日本植物防疫協会 第7回総会(15:30~16:45)  
6月13日(水) (公社)緑の安全推進協会 第29回総会(14:00~)  
6月14日(木) (一社)農林水産航空協会 第116回総会(14:00~)

### 1. 第29回執行部協議会

日時：平成30年4月19日（木）11:00～12:00

場所：全農薬ビル 会議室

### 2. 各委員会（総務、経済活動、教育安全、IT・広報）

日時：平成30年4月19日（木）13:00～14:00

場所：全農薬ビル 会議室

### 3. 第285回 理事会

1. 日時：平成30年4月19日(木) 15:00～17:15

2. 場所：全農薬ビル 会議室

3. 議題

#### (1) 議決事項

- 1) 新規共同購買品目取扱について
- 2) 役員選挙規約改正について
- 3) その他

#### (2) 協議事項

- 1) 平成30年度地区会議報告と次年度について
- 2) 利用分量配当金支出基準について
- 3) その他

#### (3) 報告事項

- 1) 中間決算報告について
- 2) 平成30年度支部助成金の配分（実績）について
- 3) 平成30年度支部媒体品配布について
- 4) 平成30年度支部別特別奨励について

#### (4) その他

「農薬取締法の改正概要」について

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 古畑 徹 室長

### ○宇野理事長挨拶概要

ご多忙中のところお集まり頂き有り難う御座います。全農薬の組合行事としては地区会議以来の会議となりますが、出席いただきましてありがとうございます。地区会議は北陸地区においては56豪雪を越える悪天候で地区会議が中止になりました。報告事項で地区会議の項がありますので、報告いただければと思います。

農薬の出荷状況について、農薬工業会の出荷実績集計を見ると、農薬年度半期の3月末実績は、商系99.1%、系統99.6%、合計99.3%となっています。昨年は101.3%だったので昨年を若干下回った結果となっております。肥料については全農が品目の集約を行ったため、平均価格が、10から30%の値下げとなり、ホームセンター等では、肥料の販

売に苦戦しているようです。商系小売店でも荷動きが悪く苦戦をしておりますが、技術的な情報提供等、いろいろな提案で小売店を救えるような事を行いたいと思っております。

また、本日は新規取扱品目の説明、農薬取締法改正についての説明等用意しておりますので、円滑な会の運営にご協力をお願いします。と挨拶された。

#### 別添：「農薬取締法の一部を改正する法律案について」農薬対策室長からの説明

- 3月9日（金）閣議決定
- 3月9日（金）国会提出
- 4月19日（木）現在、国会で審議されていない。



3月9日に国会提出された「農薬取締法の一部を改正する法律案について」古畑農薬対策室長に、全農薬会議室までお越し頂き、「農薬取締法の一部を改正する法律案の概要」についてお話いただいた。

まだ国会で審議されていないとの理由で、農薬取締法の一部を改正する法律案の趣旨について、法律案の概要、農薬登録審査の見直し、その他、について解りやすく説明された。

全農薬の理事からは、農取法改正により、市場に出回る農薬が減少し農家の皆さんが病虫害防除に困るのではないかと、マイナー作物の登録はどうなるのか、生活環境動植物とは何か、ジェネリック農薬についてどうなるか、農水省は農産物生産のコスト低減を謳っているが農薬の価格が上がり結果として生産コストが上がるのではないかと。等々、様々な質問が出された。

参考：第196回国会（平成30年 常会）提出法律案

1. 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（2月6日）
2. 都市農地の貸借の円滑化に関する法律案（3月6日）
3. 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（3月6日）
4. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案（3月6日）
5. 森林経営管理法案（3月6日）
6. 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（3月6日）
7. 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（3月6日）
8. 土地改良法の一部を改正する法律案（3月9日）
9. 農薬取締法の一部を改正する法律案（3月9日）



## 農薬取締法の一部を改正する法律案の概要

平成 30 年 3 月  
農 林 水 産 省

### I 趣 旨

農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講ずる。

### II 法案の概要

- (1) 再評価制度の導入等 (第 8 条、第 9 条、第 15 条、第 29 条、旧第 5 条)
- 同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う制度を導入する。なお、再登録は廃止する。
- ① 農林水産大臣が再評価の対象となる農薬の範囲を公示したときは、農薬登録を受けている者は、期限までに試験成績を提出して、再評価を受けなければならない。
  - ② 再評価を行った場合に、人畜及び環境への安全性等が確認できないときは、その登録の内容（使用方法等）の変更又は登録の取消しを行うことができる。
  - ③ 農薬製造者から毎年報告を求める等により、人畜及び環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、その登録の内容の変更又は取消しを行うことができる。
- (2) 農薬の登録審査の見直し (第 3 条第 2 項、第 3 項、第 6 項)
- ① 農薬の登録事項として、農薬原体に含有される有効成分以外の成分の種類、含有濃度等を追加し、既登録農薬の農薬原体の成分等と同等の農薬の登録申請については、申請資料の一部を省略できることとする（ジェネリック農薬の申請の簡素化）。
  - ② ①のほか、農薬の登録事項として、次に掲げる事項等を追加する。
    - イ 使用に際して講ずべき被害防止方法（農薬使用者の防護装備等）
    - ロ 生活環境動植物への影響（現行は水産動植物への影響のみ）
  - ③ 登録申請時には、信頼性を確保するための基準（いわゆる GLP 基準）に従って行われた試験の成績を提出しなければならない。
  - ④ 特に必要性又は安全性が高い農薬については、優先的に登録審査を行う。
- (3) その他改正事項 (第 1 条、第 14 条、第 39 条)
- ① 法律の目的として、農薬の安全性その他の品質の確保を図ることを明確化する。
  - ② 農林水産大臣は、登録を受けた農薬に関する情報を公表するとともに、製造者又は輸入者は、登録の変更・取消し・失効について、販売者及び農薬使用者に周知するよう努める。
  - ③ 農林水産大臣は、農薬登録時等に、農業資材審議会の意見を聴かななければならない。

### III 施行期日

公布日から 6 月以内（ただし、(2) ②については、公布日から 2 年以内）

## 農薬取締法の一部を改正する法律案の概要

### 背景

#### ○ 農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要

#### ○ より効率的な農業への貢献

良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要

※ なお、農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直すこととされている。

目指す姿

国民にとって、農薬の安全性の一層の向上

農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、  
③農産物の輸出促進

農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

### 法案の概要

#### 1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。なお、現行の再登録は廃止する。  
(第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条)

#### 2 農薬の登録審査の見直し

##### (1) 農薬の安全性に関する審査の充実

- ① 農薬使用者に対する影響評価の充実
- ② 動植物に対する影響評価の充実
- ③ 農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入  
(第3条第2項)

##### (2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。  
(第3条第3項)

施行期日：公布日から6月以内（ただし、2（1）①及び②については、公布日から2年以内）

○農薬取締法の一部改正法案新旧対照

以下のアドレスからご覧頂けます。

<http://www.maff.go.jp/j/law/bill/196houritsu/attach/pdf/index-44.pdf>

※全 46 頁印刷時ご注意ください。

## 1. 組合員代表者変更

### 【組合員名】

九州日紅株式会社

代表取締役社長 (新) 清田 宰士 (旧) 及川 伸

※及川 伸氏は福島日紅株式会社の社長に就任。

## 2. 本社移転

### 【賛助会員名】

#### ① エフエムシーケミカルズ株式会社

新住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1

大手町パークビル8F

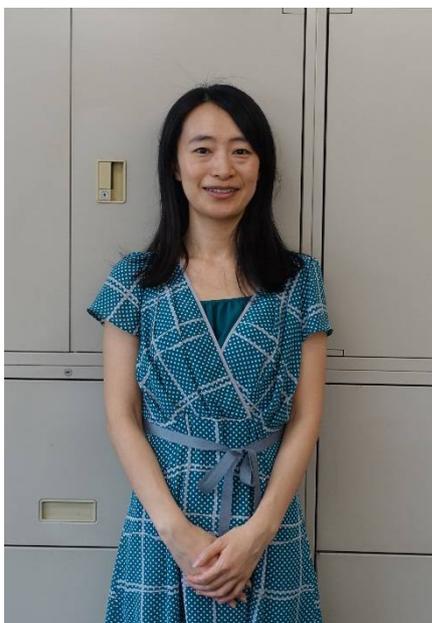
電話番号：03-5208-1010 (代表)

FAX 番号：03-5208-1012

業務開始日：平成30年5月1日

## お知らせ

全農薬事務局の池内は4月末日で退職し、後任には鈴木恵美が新たに加わりました



(ご挨拶)

4月1日より退職した池内が変わり、全農薬の経理を担当させていただくことになりました鈴木恵美と申します。

全く経験の無い業界でのお仕事ですが、一日でも早く皆様のお役に立てるよう、努力いたしますので、どうぞ宜しくお願いします。

## 1. 農業技術の基本指針（平成 30 年版）

### 農薬に関する部分抜粋

(3) 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等

ア 農薬

(ア) 農薬の適正使用の徹底等 ★

（農薬の適正使用の徹底）

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第5号）、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（注1）等に基づき、適正使用の指導に取り組んできたところである。

しかしながら、適用作物の誤認や防除器具の洗浄の不徹底等の不注意に起因する農薬の不適正使用事例が見られている。

このため、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（注2）に則り、引き続き、農薬ラベルに表示された適用作物、使用時期等の使用方法を十分に確認して使用すること、防除器具の十分な洗浄を行うこと等の指導を徹底する。

特に、農薬を扱う際は、農薬のラベルを確認し、複数の農薬を混用する際の注意事項を厳守するとともに、ラベルの記載に応じた防護メガネやマスク等の防護装備を着用するよう指導を徹底する。

なお、農産物直売所に出荷された農作物から適用のない農薬が検出される事例もあることから、農作物直売所に出荷を行う生産者に対しても指導を徹底する。

一方、不適正使用事例が発生した際は、その原因に則した再発防止策が講じられることが最も重要であることから、原因究明を行うよう指導を徹底する。

（住宅地等における農薬使用）

公園等の公共施設の植物、街路樹や住宅地に近接する農地及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないように、住宅地等における農薬使用時の農薬使用者の遵守すべき事項を示した「住宅地等における農薬使用について」（注3）の周知を徹底する。具体的には、物理的防除等による農薬使用回数及び量の削減や農薬の飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、幅広い事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう引き続き指導を徹底する。

（注3）の周知を徹底する。具体的には、物理的防除等による農薬使用回数及び量の削減や農薬の飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、幅広い事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう引き続き指導を徹底する。

（土壌くん蒸剤の適正使用）

土壌くん蒸剤であるクロルピクリン剤の使用に際し、ビニール等で被覆しなかったために薬剤が揮散したことによる中毒事故が毎年発生している。このため、土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対しては、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（注4）に基づき、土壌くん蒸剤の取扱いについて、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守し、周辺に影響を与えないよう風向きなどにも十分注意するとともに、被覆を完全に行う等揮散防止措置を講ずるよう指導を徹底する。

（農薬による蜜蜂への危害防止）

蜜蜂に対して毒性が比較的強い農薬については、以下のように表示されたラベルの注意事項を守って使用するよう指導を徹底する。

- 散布の際に巣箱及びその周辺にかからないようにする。

・ 都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等の関係機関に 対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、蜜蜂の危害防止に努める。 など。また、平成 25～27 年度までの被害事例調査の結果より、

・ 農薬の関与が疑われる蜜蜂被害は、水稻のカメムシ防除の時期に多く、死んだ蜂はカメムシ防除に使用された殺虫剤に直接暴露した可能性があること

・ 被害を軽減させるために、農薬を使用する農家と養蜂家との間の情報共有、養蜂家が行う巣箱の設置場所の工夫及び農家が行う農薬の使用の工夫等の対策が有効であることが分かったことから、「平成 29 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（注5）に基づき、農薬を使用する農家と養蜂家との間で、巣箱の位置・設置時期や、農薬の散布時期などの情報を交換し、巣箱を退避するなどの対策を講じるよう指導を徹底の上、講じた対策の有効性の検証等を行う。また、都道府県による対策の継続的な実施を促進するとともに、水稻カメムシを防除する時期（7～9月頃）には、都道府県に対し注意喚起の通知を発出し、水稻のカメムシ防除における指導は特に徹底する。

（無登録農薬に係る取締）

農薬登録を受けることなく、チラシ等何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材又は成分上農薬に該当し得る資材については、安全性や含有成分が確認されていないだけでなく、農薬取締法違反となる可能性もあることから、生産現場においてそのような資材を使用しないよう、リーフレット等を用いて引き続き指導を徹底する。また、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（注6）に基づき、監視体制の強化を図り、製造者、販売者等への指導を徹底する。

（注1）「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年3月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）

（注2）「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年9月5日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知）

（注3）「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年4月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）

（注4）「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）

（注5）「平成 29 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成 29 年6月 22 日付け 29 消安第 1945 号・29 生畜 372 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長連名通知）

（注6）「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知）

<関連情報>

農林水産省 HP 「農薬による蜜蜂への影響について」

[http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_mitubati/honeybee.html](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee.html)

(1) 農薬の保管管理等の徹底

農薬の保管管理に当たっては、農薬の用途外使用等誤った取扱いによる事故の発生を防止

するため、販売者、農業者等に対し、正しい保管管理の指導に取り組んできたところである。特に、農薬の誤飲による中毒事故については、「農薬の誤飲を防止するための取組について」(注)に基づき、農薬を飲食品の空容器に移し替えないこと等の指導を徹底する。

(注)「農薬の誤飲を防止するための取組について」(平成 23 年 5 月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)

(ウ) 使用残農薬、空容器及び販売が禁止されている農薬の適正処理やむを得ず使用後に残った農薬や使用後の農薬の空容器は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないように適正処理を徹底する。その際、都道府県の指導の下、生産者団体等が中心となって、製造・流通販売に携わる者も含め、組織的な回収・処理を行う。

なお、農薬使用者が過去に購入して保有していた販売禁止農薬を誤って使用した事例が報告されているため、「販売禁止農薬等の回収について」(注)に基づき、ケルセン(ジコホール)及びベンゾエピン(エンドスルファン)について回収が徹底されるよう、改めて販売禁止農薬の使用禁止についての周知及び適正処理の指導を徹底する。

(注)「販売禁止農薬の回収について」(平成 23 年 12 月 13 日付 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)

<関連情報>

農林水産省 HP「農薬コーナー」

<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

## 2. 「平成 30 年度 農薬危害防止運動」の実施について

農林水産省は、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を 6 月から 8 月にかけて実施します。

全国農薬協同組合にも消費・安全局長から協力依頼が来ております。

30 消安第 256 号

平成 30 年 4 月 25 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成 30 年度 農薬危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、本運動の趣旨を十分御理解の上、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。

## 農薬危害防止運動の目的

農林水産省は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた、農薬の適正な取扱いについて関係者を指導しています。

農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するためには、農薬を使用する機会が増える6月から8月に指導を強化するのが効果的です。「農薬危害防止運動」は、その一環として実施するものです。

## 実施期間

原則として、平成30年6月1日から8月31日までの3か月間。

## 実施事項

主な実施事項は以下のとおりです。

- (1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

〇詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/180425.html>



農林水産省 ポスター



安全協 ポスター

ボタン（和名：牡丹、学名：*Paeonia suffruticosa* 英名：peony (Japanese tree peony)）

ボタン（牡丹）は、ボタン科ボタン属の落葉小低木で、原産地は中国西北部。元は薬用として利用されていたが、盛唐期以降、牡丹の花が「花の王」として他のどの花よりも愛好されるようになった。『松窓雑録』の記載によれば、「木芍薬は玄宗皇帝の宮廷で初めて栽培されるようになった、つまりこれは今の牡丹である」と書かれている。当時は「木芍薬」と呼ばれていたと記載される。



牡丹と芍薬はボタン科・ボタン属の花なので、同じ花だと思っている人もいられるかもしれない。しかもこの2つの花の英語名は「peony」。つまり英語圏の国では区別がなされていない。でも、この2つの花は全く別の植物です。原産地も、開花の時期も異なります。

違いが最もよくわかるのが葉の形です。牡丹は葉にツヤがなく、大きく広がっています。また、先が3つに分かれてギザギザになっているのも特徴。一方、芍薬の葉はツヤがあり、葉の先にギザギザはなし。全体的に丸みもあります。見た目ですぐ解るのは、牡丹は木本性で「木」ですが、芍薬は草本性で「草」です。

学名で確認すると牡丹は *Paeonia suffruticosa*、芍薬は *Paeonia lactiflora* 小種名が違います。芍薬の小種名ラクティフローラは「ミルク色の花」でえすが、牡丹の小種名種小名スフルティコサは、「亜低木状の」の意味です。

また、属名の *Paeonia* (ペオニア) は、ギリシャ神話の”医の神”「Paeon」の名に由来します。ギリシャ神話によると、”医の神” Paeon (ペオン) が、オリンポス山から取ってきたシャクヤク(ボタンを含む)の根によって黄泉の国(死者の国)の国王「プルートー」の傷を治しました。シャクヤク(ボタンを含む)は死者の国の王の病も治すほどの万能薬ということで、今日でも漢方薬の中で極めて重要な植物の一つに数えられています。

牡丹を漢方の原料として使用する場合、「牡丹皮」と言う牡丹の根皮を使用します。主要成分はモノテルペン配糖体やフェノール類で血液の循環を促進する働きがあります。主な配合漢方約は「大黄牡丹皮湯」や「八味地黄丸」などがあります。一方で、シャクヤクを漢方の原料として使用する場合、シャクヤクの根の部分を使います。主成分は牡丹と同様でモノテルペン配糖体等で、腹痛や頭痛を緩和する働きがあります。主な配合漢方薬は「黄耆建中湯」や「桂枝加芍薬湯」などがあります。

花言葉：富貴、恥じらい、はにかみ。